

秋

令和7年 9/21日 ~ 9/30 火

の全国交通安全運動

9月30日(火)は交通事故死ゼロを目指す日

運動の重点

- ① 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と
反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ② ながらスマホや飲酒運転等の根絶と
夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの
理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課交通安全対策室

TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全

検索

と検索してください。

滋賀応援寄附（ふるさと納税）
～近江の安全・安心応援プロジェクト～
（交通安全、防犯、犯罪被害者支援）

子どもから高齢者まで全ての方が
犯罪や交通事故にあうことなく暮
らせる地域づくり等に活用します。

※ 詳しくは、右の二次元コードから



この印刷物は再生紙を利用しています。

重点1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と 反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

ストップ！歩きスマホ

歩きながらのスマートフォンの利用は大変危険です。
安全な場所で止まってから操作をするようにしましょう。



反射材で光って安心

夜間は反射材やLEDライトなどを身につけて活用しましょう。
白、黄などの明るい色の服も事故防止に有効です。



～「ゾーン30」ってなに？～

生活道路での歩行者等の安全な通行を確保することを目的として30km/hの速度規制を実施する区域（ゾーン）のことをいいます。右の標識がある区域では減速し、抜け道利用を控えましょう。



重点2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

ながら運転の事故が増加！

令和2年以降、ながら運転による事故が増加しています。

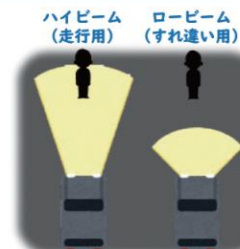
ながら運転は、周囲の危険の発見が遅れ歩行者や他の車に衝突するなど、**重大な交通事故につながる極めて危険な行為**ですので、**絶対にやめましょう。**



照射範囲は

ロービーム 約 40m
ハイビーム 約 100m

前照灯はハイビームが基本。
対向車など他の車両の走行を妨げる恐れがある時はロービーム、それ以外はハイビームで運転しましょう。こまめに切り替えを！



重点3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底と ヘルメットの着用促進

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は**軽車両**です。歩道と車道の区別があるところは**車道通行が原則**です。道路の**左側部分の端**を走行しましょう。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

必ず信号を守りましょう。特に歩行者用信号機に「**歩行者・自転車専用**」の標識がある場合は、これに従いましょう。

3 夜間はライトを点灯

ライトを点灯するだけでなく、**反射材**も活用しましょう。

4 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は**禁止**です。厳罰が適用されます。

5 ヘルメットを着用

命を守るために全利用者が着用しましょう。

重点4 横断歩道利用者ファースト運動の推進(滋賀県重点)

止まってください！「横断歩道」

信号機のない横断歩道等の手前には、**横断歩道等あり**の道路標識等が設置されています。
この道路標識を見たら**減速**し、横断歩道を渡ろうとしている歩行者等がいる時は、必ず停止線または横断歩道直前で**一時停止**をして、横断歩道を渡り終えるのを待ちましょう。

道路に描かれたダイヤモンドってなに？

ダイヤモンドとは、この先に**横断歩道(自転車横断帯)があること**を知らせる道路標識です。
ドライバーの方は、この道路標識を見落とさないようにしましょう。



ヘルメット
私を守る
パートナー

青信号
それでも見るよ
みぎひだり

しがロード
ゆずる気持ちを
大切に

スロージャン
交通安全

令和7年度